

ロケーション撮影誘致促進事業補助金

【補助対象者】

ロケーション撮影を実施する団体で以下の(1)(2)いずれかを満たす者

- (1) 法人格を有する団体
- (2) 法人格を有しないが、次に掲げる要件の全てを満たしている団体
 - ア 定款に類する規約等を有し、当該規約等に次のイからエが明記されていること。
 - イ 団体の意思を決定し、執行する機関が確立されていること。
 - ウ 自ら経理し、監査する会計組織を有すること。
 - エ 団体活動の本拠として事務所を有すること。

【補助対象事業】

五島市内で実施し、(1)から(6)をすべて満たすロケーション撮影

- (1) 制作する映画等が一般に広く公開され、又は全国若しくはこれに準ずる放送エリアにおいて放送されるものであること。
- (2) 市内で3泊以上の宿泊を伴うロケであること。
- (3) 制作する映画等が公序良俗に反する内容でないこと。
- (4) 制作する映画等が政治的又は宗教的宣伝意図を有していないこと。
- (5) 反社会勢力と関係のある事業者が制作に関わっていないこと。
- (6) 五島市に経済効果又はPR効果をもたらすものとして市長が認めるものであること。

※補助対象としている【映画等】とは、「五島市における映画、テレビ番組及びCM等の映像作品」を指します。そのため、雑誌や写真集の取材は補助金の対象となりません。

【補助対象経費】

五島市内で行うロケーション撮影に要する以下の経費

※ロケーション撮影は「ロケハン」を含む。

- (1) 補助対象者の本社又は事務所所在地から五島市までの往復交通費
- (2) 五島市内での宿泊費

交付決定を受ける前に支払った経費は、上記(1)(2)の要件を満たすものであっても補助対象経費となりませんので、ご注意ください。

【補助額】

- ・ 補助対象経費 2 分の 1 以内の額（千円未満切り捨て）
- ・ 上限額 3 0 0 万円

【支払方法】

補助金の概算払も可能とする。

【提出書類】

●申請時

（※事業開始前まで）

- ① 交付申請書
- ② 五島市ロケーション撮影誘致促進事業補助金事業計画書（様式第 1 号）
- ③ 五島市ロケーション撮影誘致促進事業補助金収支予算書（様式第 2 号）
- ④ ロケーション撮影の企画書
- ⑤ 撮影関係者リスト（様式第 3 号）
- ⑥ 暴力団等排除に関する誓約書

ロケ実施前に交通費や宿泊費の予約や支払をおこなう場合は、予約や支払も「事業」の一環となりますので、その行為以前に補助金交付申請が必要です。

●変更申請時

（※変更が判明した時点から変更内容の実施前まで）

- ① 五島市ロケーション撮影誘致促進事業計画変更承認申請書（様式第 4 号）
- ② 五島市ロケーション撮影誘致促進事業補助金事業計画書（様式第 1 号）
- ③ 五島市ロケーション撮影誘致促進事業補助金収支予算書（様式第 2 号）

●実績報告時

（※事業完了後 30 日または、令和 8 年 3 月 10 日（火）のいずれか早い期日まで）

- ① 実績報告書
- ② 五島市ロケーション撮影誘致促進事業補助金収支精算書（様式第 2 号）
- ③ 宿泊証明書（様式第 5 号）
- ④ 補助対象経費の支出を証する書類（領収書等）
- ⑤ 補助対象事業実施時の写真
- ⑥ 撮影関係者リスト（様式第 3 号）

ロケ終了後、令和 8 年 3 月 10 日（火）までに、対象経費の支払と実績報告の提出を完了いただく必要があります。